

チェックリスト<事前協議書・変更協議書(条例第8条及び第11条第3項関係)>

※正本副本各一部を提出

申請者	申請地	開発行為等の種別	都計法第29条第1項の規定による開発許可			
			都計法第43条第1項の規定による建築許可			
審査項目		申請者 チェック欄	摘要欄 (審査項目4以降の図面の縮尺は250分の1以上)	条例様式	適・否	備考
1	事前協議書		事前協議の場合	第1号		
	変更協議書		変更協議の場合	第8号		
2	登記事項証明書					
3	地籍図		公図の写し 開発区域朱線囲・黄色塗り、作成者印要			
4	位置図		開発区域を明示			縮尺 2,500分の1以上
5	現況図		申請地番及び隣接地番を図示			
6	土地求積図					
7	土地利用計画図		方位、開発区域、接続道路の名称、予定建築物の配置、建築敷地境界線、道路後退線並びに公共公益施設の位置及び形態を図示			
8	造成計画図		擁壁、フェンス、塀等の位置及び形態並びに宅地の計算高等を図示 平面図及び断面図を切土(黄)、盛土(赤)で着色			
9	給水施設計画図		給水既設本管から敷地内メーターまでを図示			管の種別及び管径
10	排水施設計画図		下水道処理区域内又は浄化槽設置の場合は敷地内排水経路を含み放流先まで、その他の場合は敷地内最終柵から放流先までの排水施設の位置及び形態を図示			
11	流末水路計画図		放流する本管、側溝、水路、河川等の形態及び放流口の排水施設の高さを図示			
12	建築物計画図		平面図及び立面図			分譲住宅以外の場合
13	公園施設計画図 (緑化計画図)					3,000平方メートル未満の分譲住宅以外は緑化計画図
14	道路計画縦・横断面図		給排水施設の位置及び高さ並びに道路施設の標準断面を図示			開発道路及び既存道路の改修の場合
15	その他市長が必要と認める図書		土地家屋固定資産税課税台帳証明、農地転用許可証又は非農地証明等			

※ 項目15について、市街化調整区域で行う開発行為等の場合、審査基準を判断するため必要となります。

< 注 意 事 項 >

- ・ この事前協議書は、条例に基づく申請に先だってあらかじめ開発行為等の計画の概要について、知事及び本市と協議し指導を受けるものです。また、必要に応じて本事前協議書を利用して、他法令所管部局等との協議調整を行います。
- ・ 開発行為等をしようとする者は、事前協議書に必要事項を記入の上、必要な図書を添付して下さい。
- ・ 条例に基づく申請は、この事前協議書に定める有効期間内に行って下さい。万一、有効期間を経過した場合、事前協議の効力がなくなることがありますので十分注意して下さい。
- ・ 事前協議書の有効期間は、事前協議書を返却した日から起算して1年となります。
- ・ この事前協議書の内容が法令法の改正により新しい法令に抵触することとなったとき又は、大幅な変更のある場合は再度事前協議を必要とする場合があります。
- ・ この事前協議を返却した場合であっても、条例及び法に基づく申請の内容を審査する際、細部について指導を行う場合があります。
- ・ なお、本事前協議書(添付図書含む)および事前協議結果回答(指導内容含む)については、情報公開条例の対象となります。
- ・ 自署の場合、本人確認のため運転免許の写し・住民票等を求める場合があります。
- ・ 変更協議書は、変更に係る箇所を明示した図書の提出が必要となります。ただし、変更に係る箇所がない図書は添付不要となります。